



「特別支援教育」に携わる全ての教職員が知らなければならない  
情報についてお知らせします。



## 「障害者の権利に関する条約」について

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国連総会で採択され、平成20年5月に発効しました。日本政府は、障害者基本法の改正、障害者差別解消法の成立など必要な国内法令の整備等を進め、平成25年12月4日に国会で承認され、平成26年1月20日に批准されました。なお、本条約は平成26年2月19日から我が国について効力を生じています。

障害者の権利に関する条約の中で、教育については第24条に記載されており、同条約が求めるインクルーシブ教育システム（inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度）について、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度（general education system）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」（reasonable accommodation）が提供される等が必要とされています。

## 「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」について

（平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会報告）

中央教育審議会初等中等教育分科会において、障害者権利条約のインクルーシブ教育システムの構築の理念を踏まえた教育制度の在り方等について検討され、平成24年7月に本報告が、次のとおり取りまとめられました。詳しい内容は、文部科学省ホームページで確認ください。

- 1 共生社会の形成に向けて
  - (1) 共生社会形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
  - (2) インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
  - (3) 共生社会の形成に向けた今後の進め方
- 2 就学相談・就学先決定の在り方について
  - (1) 早期からの教育相談・支援
  - (2) 就学先決定の仕組み
  - (3) 一貫した支援の仕組み
  - (4) 就学先相談、就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割
- 3 障害のある子どもが十分に教育を受けるために合理的配慮及び基礎となる環境整備
  - (1) 「合理的配慮」について
  - (2) 「基礎的環境整備」について
  - (3) 学校における「合理的配慮」の観点
  - (4) 「合理的配慮」の充実
- 4 多様な学びの場の整備と学校等連携等の推進
  - (1) 多様な学びの場の整備と教職員の確保
  - (2) 学校間連携の推進
  - (3) 交流及び共同学習の推進
- 5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上等
  - (1) 教職員の専門性の確保
  - (2) 各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方
  - (3) 教職員への障害のある者の採用・人事配当





ここでは、条約や報告等でキーワードとなっている「インクルーシブ教育システム」と「合理的な配慮」「交流及び共同学習」についてお知らせします。

## 「インクルーシブ教育システム」について

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

## 「合理的配慮」について

「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされている。なお、「負担」については、「変更及び調整」を行う主体に課される負担を指すとされている。

「合理的配慮」の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。各学校の設置者及び学校は、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。

※平成28年4月から施行される「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、行政機関等について、合理的配慮の提供が具体的な法的義務となっている。

## 「交流及び共同学習」について

小・中学校等や特別支援学校の学習指導要領等においては、「交流及び共同学習」として、障害のある子供と障害のない子供が活動を共にする機会を積極的に設けるよう示されている。

障害のある子供と障害のない子供と一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられ、「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。

### 【まとめ】

特別支援教育において、子供が授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうかという最も本質的な視点は変わっていません。

その視点を持ちながら、障がいのある子供と障がいのない子供が「地域で共に学び、共に生きる教育」の理念の理解と実現のための工夫が、地域や学校に求められています。

